

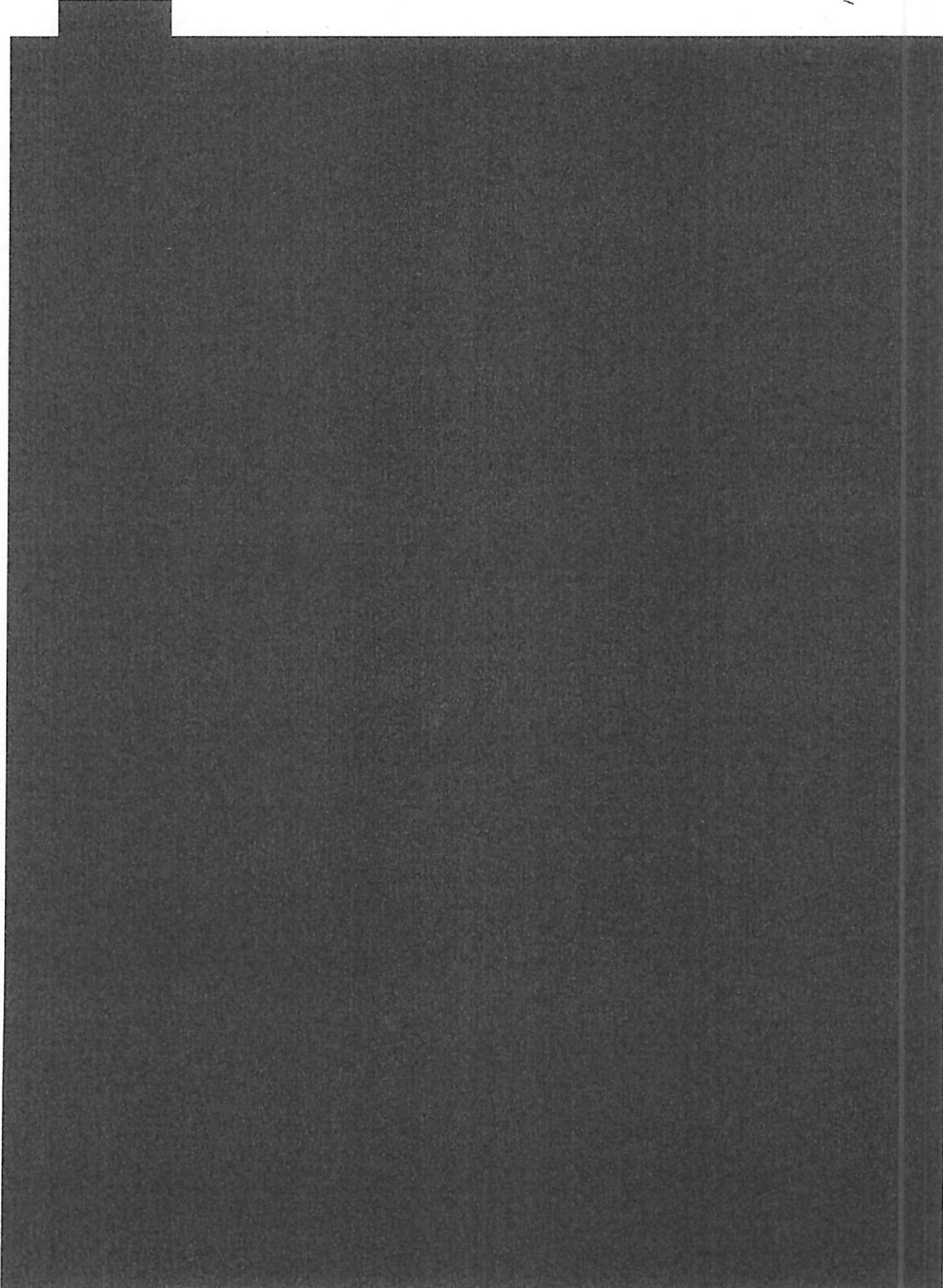
事務総局会議（第28回）議事録

日時	令和3年9月14日（火）午前10時00分～午前10時35分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、榎本経理局総務課長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官
議事	<p>1 令和3年秋の藍綬褒章受章者の内定について 徳岡人事局長説明（資料第1）</p> <p>2 調停運営協議会の中止について 門田民事局長及び手嶋家庭局長説明（資料第2）</p> <p>3 法制審議会刑事法（犯罪被害者氏名等の情報保護関係）部会の結果について 吉崎刑事局長説明（資料第3）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1, 3</p> <p>◎ 了承 2</p>
	秘書課長 大須賀 寛之

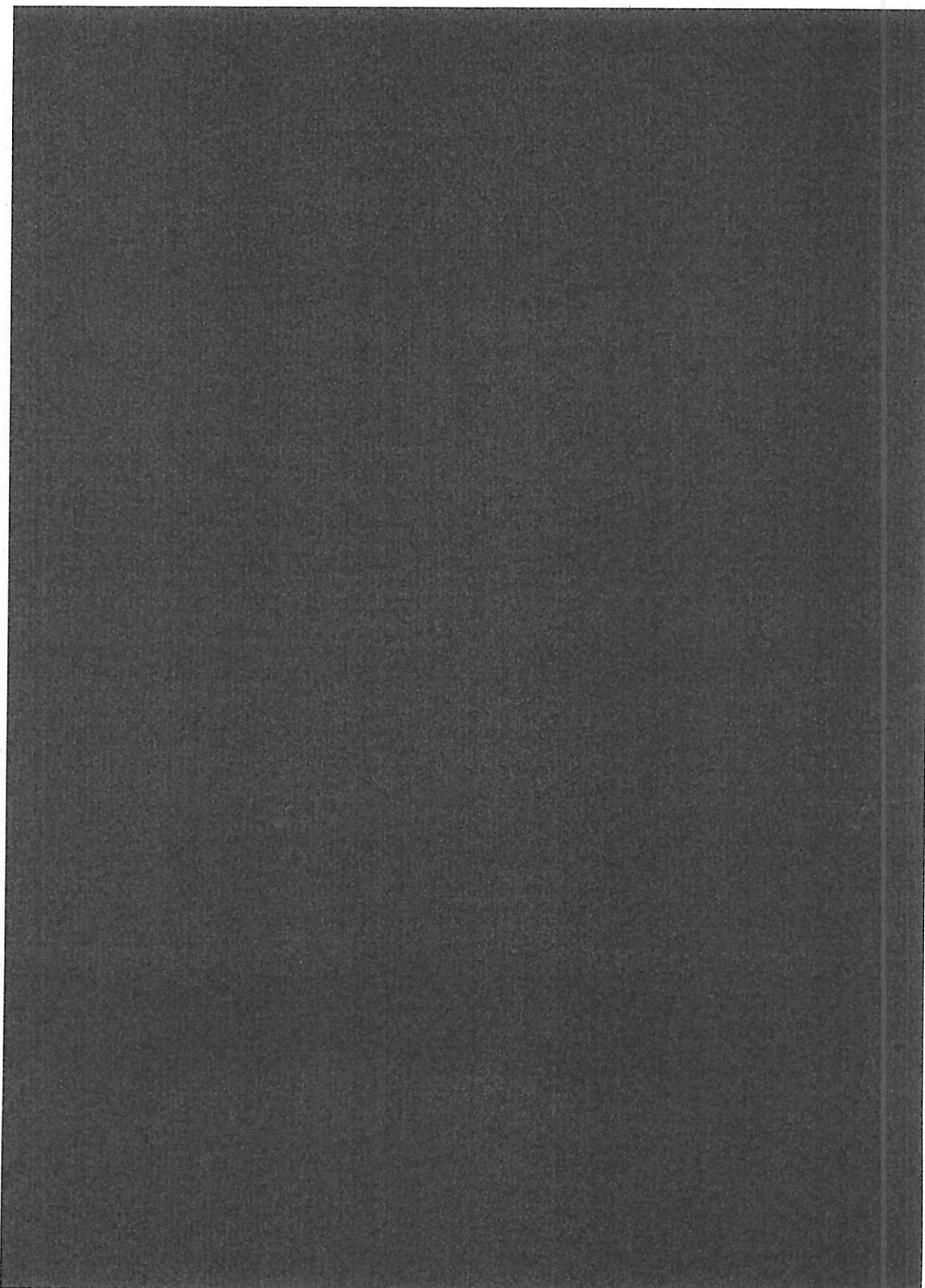
事務総局会議資料 第1  
( 9月14日開催)

令和3年秋の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功労業務	氏 名
-------	------	-----



令和3年秋の藍綬褒章受章者名簿(内定)



計 ■ 名

令和3年秋の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功労業務	氏 名
-------	------	-----

[REDACTED]

計 [REDACTED] 名

(令和3.7.12民二印)

調停運営協議会の開催について

- 1 主 催 各高等裁判所
- 2 期 日 令和3年10月から12月までの間の1日
- 3 場 所 等 各高等裁判所（ただし、ウェブ会議等を用いて出席者の所属庁等と高等裁判所を接続する方法により参加することも差し支えない。）
- 4 協議事項 民事調停及び家事調停の運営に関し考慮すべき事項
- 5 協議員 各地方裁判所又は管内の簡易裁判所の民事調停委員及び各家庭裁判所の家事調停委員 若干人
- 6 参列員
  - (1) 各高等裁判所の事務局長又は事務局次長、開催地にある地方裁判所及び家庭裁判所の長並びに開催地にある地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の調停担当裁判官各1人  
なお、各庁の実情に応じて、家庭裁判所調査官を参列させることも差し支えない。
  - (2) 公益財団法人日本調停協会連合会の理事長、副理事長（当該高等裁判所管内から選任された者）又は事務局長 若干人

刑事局  
(令和3. 9. 14)

配付資料目録

(法制審議会刑事法(犯罪被害者氏名等の情報保護関係)部会の結果について)  
要綱(骨子)

要綱（骨子）

## 要綱（骨子）

### 第一 起訴状における個人特定事項の秘匿措置

#### 一 起訴状の抄本の送達等

1 檢察官は、公訴の提起と同時に、裁判所に対し、起訴状の謄本に代えて被告人に送達するものとして、起訴状の抄本であつて次の(1)又は(2)に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）の記載がないものを提出することができるものとすること。

#### (1) 次のイからハまでに掲げる事件の被害者

イ 刑法第百七十六条から第百七十九条まで若しくは第百八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第二項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十二条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事

件

(口) 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件

ハ イ及び口に掲げるもののほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が被告人に知られることにより次の(イ)又は(ロ)に掲げるおそれがあると認められる事件

(イ) 被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

(ロ) (イ)に掲げるもののほか、被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

(2) (1)に掲げるもののほか、個人特定事項が被告人に知られることにより次のイ又はロに掲げるおそれがあると認められる者

イ その者の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

ロ イに掲げるもののほか、その者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

2 1の抄本の訴因は、罪となるべき事実を特定したものとしなければならないものとすること。

3 裁判所は、1による1の抄本の提出があつたときは、刑事訴訟法第二百七十一條第一項の規定にかかわらず、遅滞なく1の抄本を被告人に送達しなければならないものとし、この場合において、同法第二百五十五条及び第二百七十二条第二項中「起訴状の謄本」とあるのは、「1の抄本」とするものとすること。

4 檢察官は、1の場合において、被告人に弁護人があるときは、弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を裁判所に提出しなければならないものとすること。

5 裁判所は、4による起訴状の謄本の提出があつたときは、3による1の抄本の送達と併せて、遅滞なく、弁護人に対し、個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して起訴状の謄本を送達しなければならないものとすること。

6 檢察官は、4に規定する場合において、5による措置によつては、1(1)ハイ若しくは(2)イに規定する名譽若しくは社会生活の平穏が著しく害されること又は1(1)ハ(ロ)若しくは(2)ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、裁判所に対し、起訴状の謄本に代えて弁護人に送達するものとして、1の抄本を提出することができるものとすること。

7 裁判所は、6による1の抄本の提出があつたときは、3による1の抄本の送達と併せて、遅滞なく1の抄本を弁護人に送達しなければならないものとすること。

8 裁判所は、1による1の抄本の提出があつた後に弁護人が選任されたときは、速やかに、検察官にその旨を通知しなければならないものとすること。

9 檢察官は、8による通知を受けたときは、速やかに、弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を裁判所に提出しなければならないものとすること。

10 裁判所は、9による起訴状の謄本の提出があつたときは、遅滞なく、弁護人に対し、個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して起訴状の謄本を送達しなければならないものとすること。

11 檢察官は、8に規定する場合において、10による措置によつては、1(1)ハイ(若しくは)(2)イに規定する名譽若しくは社会生活の平穏が著しく害されること又は1(1)ハロ(若しくは)(2)ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、裁判所に対し、起訴状の謄本に代えて弁護人に送達するものとして、1の抄本を提出することができるものとすること。

12 裁判所は、11による1の抄本の提出があつたときは、遅滞なく、1の抄本を弁護人に送達しなければならないものとすること。

13 1により提出された1の抄本が2に違反するときは、判決で公訴を棄却しなければならないものとすること。

14 5又は10により条件を付する措置をとつた場合において、刑事訴訟法第二百九十九条の七第二項及び第三項と同様の規律を設けること。

## 二 被告人又は弁護人に対する個人特定事項の通知

1 裁判所は、13による措置をとつた場合において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認めるとときは、被告人又は弁護人の請求により、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部を被告人に通知

する旨の決定をしなければならないものとすること。

(1) 次のイ又はロに掲げる当該措置に係る個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。

イ 被害者の個人特定事項 当該措置に係る事件に係る罪が一-1(1)イ及びロに規定するものに当たりらず、かつ、当該措置に係る事件が一-1(1)ハに掲げるものに当たらないとき。

ロ 被害者以外の者の個人特定事項 当該措置に係る者が一-1(2)に掲げる者に当たらないとき。

(2) 当該措置により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

2 裁判所は、一-7又は12による措置をとつた場合において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認めるとときは、被告人又は弁護人の請求により、弁護人に対し、当該措置に係る個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して当該個人特定事項の全部又は一部を通知する旨の決定をしなければならないものとすること。

(1) 一-5又は10による措置によって、一-1(1)ハ(イ)及び(2)イに規定する名誉又は社会生活の平穏が著しく害されること並びに一-1(1)ハ(ロ)及び(2)ロに規定する行為を防止できるとき。

(2) 当該措置により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

3 裁判所は、1又は2による請求について決定をするには、検察官の意見を聴かなければならないものとすること。

4 1又は2による請求についてした決定に対しては、即時抗告ができるものとすること。

5 2により条件を付する措置をとつた場合において、刑事訴訟法第二百九十九条の七第二項及び第三項と同様の規律を設けること。

### 三 弁護人による訴訟に関する書類又は証拠物の閲覧及び謄写の制限

1 裁判所は、一4又は9による起訴状の謄本の提出があつた場合において、当該措置に係る個人特定事項が一1(1)又は(2)に掲げる者のものに当たる場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が刑事訴訟法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するに当たり、弁護人に対し、これらに記載され又は記録されている当該措置に係る個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができるものとし、ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような

被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとすること。

2 裁判所は、一 6 又は 11 による一 1 の抄本の提出があつた場合において、当該措置に係る個人特定事項が一 1(1) 又は(2) に掲げる者のものに当たる場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が刑事訴訟法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するについて、これらのうち当該措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されてゐる部分の閲覧若しくは謄写を禁じ、又は弁護人に対し、当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができるものとし、ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとすること。

3 1 又は 2 により条件を付し、又は時期若しくは方法を指定する措置をとつた場合において、刑事訴訟法第二百九十九条の七第二項及び第三項と同様の規律を設けること。

#### 四 起訴状の朗読方法の特例

一 3による措置がとられた場合においては、刑事訴訟法第二百九十二条第一項後段の規定は、二一による措置がとられた場合に限り適用するものとし、この場合において、同項後段中「起訴状を」とあるのは、「一 3による措置に係る個人特定事項の全部について二一の決定があつた場合にあつては起訴状を、一 3による措置に係る個人特定事項の一部について二一の決定があつた場合にあつては起訴状の抄本であつて当該措置に係る個人特定事項の記載がないものを」とするものとすること。

#### 五 その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第二 逮捕手続等における個人特定事項の秘匿措置

##### 一 逮捕手続の特例

1 檢察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。）は、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の規定による逮捕状の請求と同時に、裁判官に対し、書面で、逮捕状に代えて被疑者に示すものとして、逮捕状の抄本であつて次の(1)又は(2)に掲げる者の個人特定事項の記載がないものを交付することの請求ができる

ものとすること。

(1) 次のイからハまでに掲げる事件の被害者

イ 刑法第百七十六条から第百七十九条まで若しくは第百八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第一百四十二条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件

ハ イ及びロに掲げるもののほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が被疑者に知られることにより次の(イ)又は(ロ)に掲げるおそれがあると認められる事件

(イ) 被害者等の名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

(ロ) (イ)に掲げるもののほか、被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を恐怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

(2) (1)に掲げるもののほか、個人特定事項が被疑者に知られることにより次のイ又はロに掲げるおそれがあると認められる者

イ その者の名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

ロ イに掲げるもののほか、その者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を恐怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

2 裁判官は、1による請求を受けたときは、逮捕状の抄本であつて1(1)又は(2)に掲げる者の個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載したものとし、ただし、当該請求に係る者が1(1)又は(2)に掲げる者に当たらないことが明らかな場合には、この限りでないものとすること。

3 1による請求により逮捕状の抄本の交付があつたときは、逮捕状により被疑者を逮捕するに当たり

、逮捕状に代えてこれを被疑者に示すことができるものとすること。

## 二 勾留手続の特例

1 檢察官は、刑事訴訟法第二百四条から第二百六条までの規定による勾留の請求と同時に、裁判官に対し、書面で、勾留を請求された被疑者に対する被疑事件の告知を一(1)又は(2)に掲げる者の個人特定事項を明らかにしない方法により行うこと及び勾留状に代えて被疑者に示すものとして勾留状の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付することの請求をすることができるものとすること。

2 裁判官は、1による請求を受けたときは、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事件の告知を行うものとともに、勾留状の抄本であつて当該個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載したものとし、ただし、当該請求に係る者が一(1)又は(2)に掲げる者に当たらないことが明らかな場合には、この限りでないものとすること。

3 1による請求により勾留状の抄本の交付があつたときは、勾留状を執行するに当たり、勾留状に代えてこれを被疑者に示すものとすること。

4 1による請求に係る措置に関する裁判に対しては、当該措置に係る者が一1(1)又は(2)に掲げる者に該当しないことを理由として、刑事訴訟法第四百二十九条第一項の規定による請求をすることができるものとすること。

5 裁判官は、1による請求に係る措置をとつた場合において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部を被疑者に明らかにしなければならないものとすること。

(1) 次のイ又はロに掲げる当該措置に係る個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。

イ 被害者の個人特定事項 当該措置に係る事件に係る罪が一1(1)イ及びロに規定するものに当たりらず、かつ、当該措置に係る事件が一1(1)ハに掲げるものに当たらないとき。

ロ 被害者以外の者の個人特定事項 当該措置に係る者が一1(2)に掲げる者に当たらないとき。

(2) 当該措置により被疑者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

6 裁判官は、5の請求について裁判をするときは、検察官の意見を聴かなければならないものとする

こと。

7 裁判官が5による措置に関する裁判をした場合において、不服がある者は、刑事訴訟法第四百二十九条第一項の規定による請求をすることができるものとすること。

### 三 その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第三 証拠開示等における個人特定事項の秘匿措置

##### 一 証拠開示等の際の被害者特定事項の秘匿の要請

検察官は、第一の一-1により第一の一-1の抄本を提出した場合には、刑事訴訟法第二百九十九条の三の被告人に知られないようすることの求めを、被害者特定事項（同法第二百九十条の二第一項に規定する被害者特定事項をいう。）のうち起訴状に記載された事項であつて当該措置に係るものについてもすることができるものとすること。

##### 二 証人等の氏名及び住居の開示に係る措置

1 検察官は、第一の一-1により第一の一-1の抄本を提出した場合には、当該措置に係る個人特定事項についても、刑事訴訟法第二百九十九条の四第一項又は第二項の措置をとることができるものとし、

ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとすること。

2 1に規定する場合には、検察官は、証拠書類又は証拠物に記載され又は記録されている1の抄本の提出に係る個人特定事項についても、刑事訴訟法第二百九十九条の四第三項又は第四項の措置をとることができるものとし、ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれは、この限りでないものとすること。

3 1又は2による措置をとった場合において、刑事訴訟法第二百九十九条の四第五項及び第二百九十九条の五から第二百九十九条の七までと同様の規律を設けること。

### 三 その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第四 裁判書等における個人特定事項の秘匿措置

一 裁判所は、第一の一3による措置をとった事件について、被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護

人を除く。）から刑事訴訟法第四十六条の規定による交付の請求があつた場合において、当該措置に係る個人特定事項が第一の一(1)又は(2)に掲げる者のものに当たる場合であつて、検察官及び当該請求をした被告人その他訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置に係る個人特定事項の記載がないものを交付することができるものとし、ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとすること。

二 裁判所は、第一の一5又は10による措置をとつた事件について、弁護人から刑事訴訟法第四十六条の規定による交付の請求があつた場合において、当該措置に係る個人特定事項が第一の一(1)又は(2)に掲げる者のものに当たる場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、弁護人に対し、これらに記載されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができるものとし、ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資す

るような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときは、その他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとすること。

- 三 裁判所は、第一の一七又は12による措置をとつた事件について、弁護人から刑事訴訟法第四十六条の規定による交付の請求があつた場合において、当該措置に係る個人特定事項が第一の一1(1)又は(2)に掲げる者のものに当たる場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置に係る個人特定事項の記載がないものを交付し、又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、弁護人に対し、当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができるものとし、ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとすること。
- 四 一又は三により条件を付し、又は時期若しくは方法を指定する措置をとつた場合において、刑事訴訟法第二百九十九条の七第二項及び第三項と同様の規律を設けること。

五 刑事訴訟法第二百九十九条の四、第二百九十九条の五第二項又は第二百九十九条の六の規定による措置をとつた場合において、裁判書又は裁判を記載した調書に当該措置に係る氏名又は住居が記載されているときについても、一から四までと同様とすること。

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第五

その他所要の法整備を行うこと。

事務総局会議（第29回）議事録	
日時	令和3年9月21日（火）午後2時00分～午後2時04分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本經理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、戸苅家庭局第一課長、太須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官
議事	令和3年度簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会の中止について 吉崎刑事局長説明（資料）
結果	◎了承

秘書課長 太須賀 寛之

簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会の開催について

- 1 期 日 令和3年10月から12月中の半日
- 2 開 催 形 態 次の各高等裁判所ブロックによる連合開催  
①東京・仙台, ②大阪・広島, ③名古屋・札幌, ④福岡・高松
- 3 開 催 場 所 ①東京, ②大阪, ③名古屋, ④福岡の各高等裁判所
- 4 協 議 事 項
  - (1) 勾留・保釈の運用に關し考慮すべき事項
  - (2) 適正な令状事務の確保のために考慮すべき事項
  - (3) 刑事事件処理における地裁、事務局等との連携・相談に關し考慮すべき事項
- 5 司 会 開催地の地方裁判所の刑事担当裁判官（部総括裁判官） 1人
- 6 協 議 員
  - (1) 次のアないしウの刑事事件担当の簡易裁判所判事
    - ア 東京、大阪、名古屋、福岡の各地裁管内 5人（うち少なくとも3人は、原則として本庁併置簡裁の裁判官とする。）
    - イ 横浜、さいたま、千葉、神戸、札幌の各地裁管内 3人（うち少なくとも2人は、原則として本庁併置簡裁の裁判官とする。）
    - ウ 上記以外の各地裁管内 2人（うち少なくとも1人は、原則として本庁併置簡裁の裁判官とする。）ただし、簡易裁判所判事の人数が10人未満の地裁管内については、2人の出席が困難である場合は、1人も可とする。
  - (2) 各高裁所在地の地方裁判所の刑事担当裁判官（部総括裁判官又はそれに準ずる裁判官） 1人
- 7 オブザーバー 開催地の地方裁判所の刑事担当裁判官 1人
- 8 参 考 事 項 上記6及び7に加え、各府の実情に応じて、若干名の協議員及びオブザーバーを選定して差し支えない。ただし、オブザーバーについては、開催地以外の地方裁判所の刑事担当裁判官も可とする。

事務総局会議（第30回）議事録

日時	令和3年9月28日（火）午前10時00分～午前10時20分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官
議事	<p>1 高等裁判所長官事務打合せの開催について 小野寺総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 性犯罪に関する法制審議会への諮問について 吉崎刑事局長説明（資料第2）</p> <p>3 侮辱罪の法定刑に関する法制審議会への諮問について 吉崎刑事局長説明（資料第2）</p> <p>4 氏名の読み仮名の法制化に係る戸籍法令の改正に関する法制審議会への諮問について 手嶋家庭局長説明（資料第3）</p>
結果	◎了承 1, 2, 3, 4

秘書課長 大須賀 寛之

高等裁判所長官事務打合せ開催要領（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和3年11月18日（木）及び19日（金）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について  
(2) 人事について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人  
随員 高等裁判所事務局長 8人
- 6 日程

時間 日 (曜日)	10:00 ～ 12:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00
18日 (木)		個別協議	最高裁長官挨拶 全体協議
時間 日 (曜日)	10:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	
19日 (金)	個別協議	個別協議	

事務総局会議資料 第2  
(9月28日開催)

(令和3. 9. 28刑事局)

配付資料目録

(性犯罪に関する法制審議会への諮問について)

諮問第117号

(侮辱罪の法定刑に関する法制審議会への諮問について)

諮問第118号

諮詢第百十七号

近年における性犯罪の実情等に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、所要の法整備を早急に行う必要があると思われる所以、左記の事項を始め、法整備の在り方について、御意見を承りたい。

記

第一 相手方の意思に反する性交等及びわいせつな行為に係る被害の実態に応じた適切な処罰を確保するための刑事実体法の整備

一 刑法第百七十六条前段及び第百七十七条前段に規定する暴行及び脅迫の要件並びに同法第百七十八条に規定する心神喪失及び抗拒不能の要件を改正すること。

二 刑法第百七十六条後段及び第百七十七条後段に規定する年齢を引き上げること。

三 相手方の脆弱性や地位・関係性を利用して行われる性交等及びわいせつな行為に係る罪を新設すること。

四 刑法第百七十六条の罪に係るわいせつな挿入行為の同法における取扱いを見直すこと。

五 配偶者間において刑法第百七十七条の罪等が成立することを明確化すること。

六 性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懷柔する行為（いわゆるグルーミング行為）に係る罪を新設すること。

**第二 性犯罪の被害の実態に応じた適切な公訴権行使を可能とするための刑事手続法の整備**

一 より長期間にわたって訴追の機会を確保するため公訴時効を見直すこと。

二 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則を新設すること。

第三 相手方の意思に反する性的姿態の撮影行為等に対する適切な処罰を確保し、その画像等を確実に剥奪できるようにするための実体法及び手続法の整備

一 性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為に係る罪を新設すること。

二 性的姿態の画像等を没収・消去することができる仕組みを導入すること。

諮詢第百十八号

近年における侮辱の罪の実情等に鑑み、早急にその法定刑を改正する必要があると思われる所以、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。

別紙

要綱（骨子）

侮辱の罪（刑法第二百三十一條）の法定刑を一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料とする」と。

諮詢第一百十六号

個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したもの戸籍の記載事項とする規定を整備するなど、戸籍法制の見直しを行う必要があると考えられるので、その要綱を示されたい。